

自動車売買契約書

売主_____（以下「甲」）と、買主_____（以下「乙」）は、次のおり売買契約（以下「本契約」）を締結した。

（目的物）

第1条 甲は、乙に対し、甲所有の後記自動車（以下「本件自動車」）を売り渡し、乙はこれを買受けた。

（売買代金）

第2条 本件自動車の売買代金の総額は、金_____円とする。

<内訳> ※▲はマイナス。甲負担分を売買代金からマイナスすることで相殺。

【車両本体】

車両本体価格 _____円

上記消費税 _____円

【諸費用(法定費用)】

既納自動車税の未経過分(~ 月) _____円

既納自賠責保険料の未経過分(~ 月) _____円

上記消費税 _____円

【諸費用(法定費用 消費税対象外)】

未納自動車税の未経過分(~ 月) _____円 ※登録代行時

未納自動車税の経過分(~ 月) ▲_____円 ※登録代行しない時
抹消状態から登録は0円。

未納自賠責保険料 _____円 ※車検代行時

自動車重量税 _____円 ※車検代行時

自動車取得税 _____円 ※登録代行時

法定預かり費用(各印紙代) _____円 ※代行時

リサイクル料金 _____円

【諸費用(販売店手数料)】

登録代行費用 _____円 ※車庫証明～名義変更～ナンバー変更

車検代行費用 _____円

陸送費用 _____円

上記消費税 _____円

（売買代金の支払時期およびその方法）

第3条 売買代金の支払は、後記乙署名日から7日後までに、以下の甲指定の銀行口座へ振込により支払うものとする。

銀行口座：

（引渡し）

第4条 本件自動車の引渡しは、本件自動車の引渡し日時および場所については、双方協議の上定めるものとする。

（名義の変更、登録）

第5条 乙が名義変更を行う場合、引渡し後15日以内に、乙名義となった新しい車検証を甲へFAXするものとする。遅延理由の説明ならびにFAX予定日の報告がないまま遅延した場合、遅延1日当たり1000円の延滞料金を甲へ支払うこととする。

(費用負担)

第6条 本件自動車の引渡し時までに生じる諸費用で、第2条の金額に含まれない費用は、原則として各自の負担とする。

(危険負担)

第7条 本契約締結後、本件自動車引渡し前に甲の責に帰することのできない事由により滅失または毀損した場合は、本契約は遡及的に効力を失うものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 甲は、瑕疵担保責任(瑕疵修補請求・代金減額請求・損害賠償請求・契約の解除)は負担しないものとする。

2 乙は、本契約締結後、本件自動車に隠れた瑕疵があることを発見した場合でも、甲に対するクレームならびに誹謗中傷行為(Web書込等)は、一切できないものとする。

(協議事項)

第9条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、双方協議の上解決するものとする。

(本件自動車の表示)

登録番号
車名
型式
車台番号

以上、本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成して、
双方署名捺印(実印)の上、各自1通を保有する。

甲) 平成 年 月 日

住所 〒

氏名 印

乙) 平成 年 月 日

住所 〒

氏名 印